

(案)
徳島森林管理署庁舎等清掃作業請負契約書

発注者 分任支出負担行為担当官 徳島森林管理署長 ○○ ○○ (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。)との間で次のとおり請負契約を締結し、下記の条項によって誠実にこれを履行するものとする。

1. 作業の名称 徳島森林管理署庁舎等清掃作業
2. 請負期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
3. 請負金額 ¥ .- (うち消費税額 ¥ .-)
1ヶ月当たりの金額 ¥ .-
(うち消費税額 ¥ .-) とする。
4. 契約保証金 免除
5. 特約条項 暴力団排除に関する特約条項については、別紙1のとおり。

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 乙は、別紙2「清掃作業仕様書」(以下「仕様書」という。)及び「清掃作業基準表」(以下「基準表」という。)に基づき甲の指定する監督職員(以下「監督職員」という。)の指示に従い頭書の作業を実施しなければならない。
- 2 甲は、前項の監督職員を指定した場合は、乙に通知するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ文書により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(作業物件又は作業内容の変更等)

- 第3条 甲は、必要のある場合には、作業物件又は作業内容を変更することができる。
- この場合において、請負代金を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。
- 2 監督職員は、必要のある場合には、隨時作業物件を特定して作業員に対して、清掃作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立入を禁止することができる。

(名簿)

第4条 乙は、清掃作業従事者名簿を甲に届け出なければならない。異動があった場合もまた同様とする。

(不適格なる作業員等)

第5条 乙の作業員で甲が不適格者と認めた場合は、乙は速やかにこれに代わるもの置くものとする。

(基準に不適格の場合)

第6条 乙の実施した作業が仕様書及び基準表に示すものと適合していないと監督職員が認めたときは、その作業の手直しを命ずることができる。この場合の費用は乙の負担とする。

(電力、給水、ガス等の負担)

第7条 乙が仕様書に基づく作業を実施するに際し、使用する電力、給水及びガス等については、甲の負担とする。

2 乙は、電力、給水、ガスの使用については極力節減し、効率的に行わなければならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙の作業員が故意又は過失により作業物件、その他庁舎の設備又は備付物件等を亡失又は棄損したときは、乙は直ちに自己の負担においてこれを補修し、取り替え、又は甲の指示に従い賠償の責を負わなければならない。

2 乙の作業員が第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその責を負わなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

(作業実施の確認)

第9条 乙は、毎日作業実施後、監督職員の確認を受け、作業実施報告書を甲に提出しなければならない。

(請負代金の支払)

第10条 清掃請負代金の請求は1ヶ月毎とし、完了分について乙の適法な支払請求書を甲が受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲が期限までに代金を支払わない場合は、期限の翌日から支払当日までの日数に応じ前項の請負代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

ただし、第1項の期限までに支払わないことが天災その他止むを得ない事由によるときは、その事由の継続する期間は第1項の期間に算入しないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合、乙は違約金として契約金額の10／100に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、給付の完了のものについては適用しない。

- (1) 乙において契約上の義務を履行せず又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 正当な理由なく乙が契約解除を申し出たとき。

(解除の効果)

第12条 前条により契約を解除した場合において清掃請負の既済部分があるときは、甲はこれを検査し、合格と認めたものについて代金を支払うものとする。

(債権債務の相殺)

第13条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務があるときは、請求代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が不足するときは、その不足金額は甲の発する納入告知書により指定期限までに納入するものとする。

(秘密の保持と火災盗難の防止)

第14条 乙は、庁内における業務上の秘密を厳守するとともに、庁内の火災盗難の防止に協力しなければならない。

(作業員の服装)

第15条 乙は、作業員に対し絶えず服装の端正を期するため、その様式を統一し、服務態度については十分注意するよう心掛けなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書（仕様書及び基準表を含む。）に定めない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(紛争の解決)

第17条 この契約について紛争の生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

(作業時間及び不就業日)

第18条 乙は、清掃作業を1日1回とし、基準表に定めた作業のうち事務室内の作業について勤務時間終了後に始めなければならない。ただし、甲が承認した場合はこの限りではない。

- 2 乙は、日曜日、土曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを不就業日とすることができます。

(作業員の詰所の利用)

第19条 乙は、作業員の詰所として甲の指定する場所を利用することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の

首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

この契約を締結する証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者（甲） 徳島県徳島市川内町鶴島239-1
分任支出負担行為担当官
徳島森林管理署長 ○○ ○○

請負者（乙）

別紙1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

清掃作業仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すものであるが、現地の状況に応じ軽微なものは本書に記載されない事項であっても、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業は契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 使用材料

清掃に使用する資機材は、乙の負担とし品質良好なものを使用すること。（ただし、トイレットペーパーを除く。）また、使用場所に最適なものを使用すること。

2. 作業工程

清掃作業の工程は、甲が定める別紙の清掃作業基準表（以下「基準表」という。）に基づいて行うこと。

3. 清掃作業

作業項目毎の作業内容は、国土交通省 大臣官房 官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（最新版）」によるほか、以下により適切に行うこと。

（1）日常清掃

① 床清掃
塵埃飛散防止のため、フロアダスター又は自在ほうき等を使用するとともに、モップ水拭きやダスキン乾拭きにより入念に掃除すること。

畳床は、掃除機等により掃除のうえ、畳のシミ及び周辺の塵埃を掃除すること。

また、機械その他の設備のあるところは、必ず掃除機等を使用することとし塵払いをした際、近くの備品その他に堆積した塵埃は、同時に取り除くこと。

② ゴミ箱処理

備え付けられている屑箱の紙屑等を甲が指定した箇所へ収集し、ゴミ箱は所定の位置へ戻すこと。

③ 嘉の搬出処理

収集した塵は、徳島森林管理署が別に契約した事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が徳島市指定の処分場へ搬入する。

④ 什器、備品、扉、ガラス、窓台、カウンター等

タオル、ダストクロス等で埃を取ること。

⑤ 洗面台・水栓、鏡、衛生陶器等洗浄拭き、及び衛生消耗品の補充

洗面台・水栓、鏡、衛生陶器等は適正洗剤を塗布して、洗浄しタオル等で拭く。トイレットペーパー等の補充を行うこと。

⑥ 便所の汚物処理

便所の汚物は、容器から取り出し、袋に入れて捨て容器を掃除すること。

⑦ 流し台洗浄及び厨芥収集

流し台は中性洗剤を用いてスポンジたわしで洗浄し、湯飲み等を集めて中性洗剤で洗浄しタオルで拭くこと。

⑧ 茶殻、吸い殻の処理

茶殻、煙草の吸い殻は、毎日容器を洗浄し、所定の箇所に戻すこと。また、吸い殻の処理にあたっては、火災防止に充分注意すること。

⑨ 扉、手摺り等

庁舎内の扉や手摺り等の汚れは、汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。また、建具のレールなどの塵土を取り除くこと。

⑩ 金具の磨き

ドア金具、階段金具、その他手洗い所内の金具等は、研磨剤をもって磨き、鍍金された金具は、乾布で磨き出しすること。

⑪ フロアマット

庁舎内に設置しているフロアマットは、塵土等を取り除き、所定の位置に戻すこと。

⑫ 構内拾い掃き

竹箒等を使用し、入念に行うこと。

(2) 定期清掃（年2回）

① 床のワックス塗布

軽微な什器の移動を行い、すべての床について除塵を行う。適正な洗浄用洗剤で洗浄し、乾燥の後ワックスを塗り十分に乾燥させる。

② 照明器具

洗剤を用いて管球、反射板、カバーを拭き、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は、洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。

③ 扉ガラス、窓ガラス、サッシ

ガラス面に水又は適正洗剤等を用いて塗布し、汚れを分解し、窓用スクイジーで汚水を除去する。残った汚水等をタオル等で拭き取る。

④ エアコン

庁舎内全てのエアコン吹き出し口の清掃及びフィルターの洗浄を行うこと。

⑤ 換気扇

換気扇下の床面を養生する。換気扇及びその周辺を除塵する。換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

⑥ ブラインド

中性洗剤等を用いて、すべてのスラッド等を拭く。

⑦ フロアマット

庁舎内に設置しているフロアマットは、塵土等を取り除き洗浄のうえ、所定の位置に戻すこと。

4. その他

(1) 通信及び電気機械器具の取り扱い及びこれの清掃作業に塵埃のかからぬよう特に注意すること。

(2) 業務を行う日及び時間については、徳島森林管理署庁舎管理規則に定める申請を行い、庁舎管理責任者の許可を得ること。

(3) その他、疑義が生じた場合は、監督職員と協議し指示を受けるものとする。

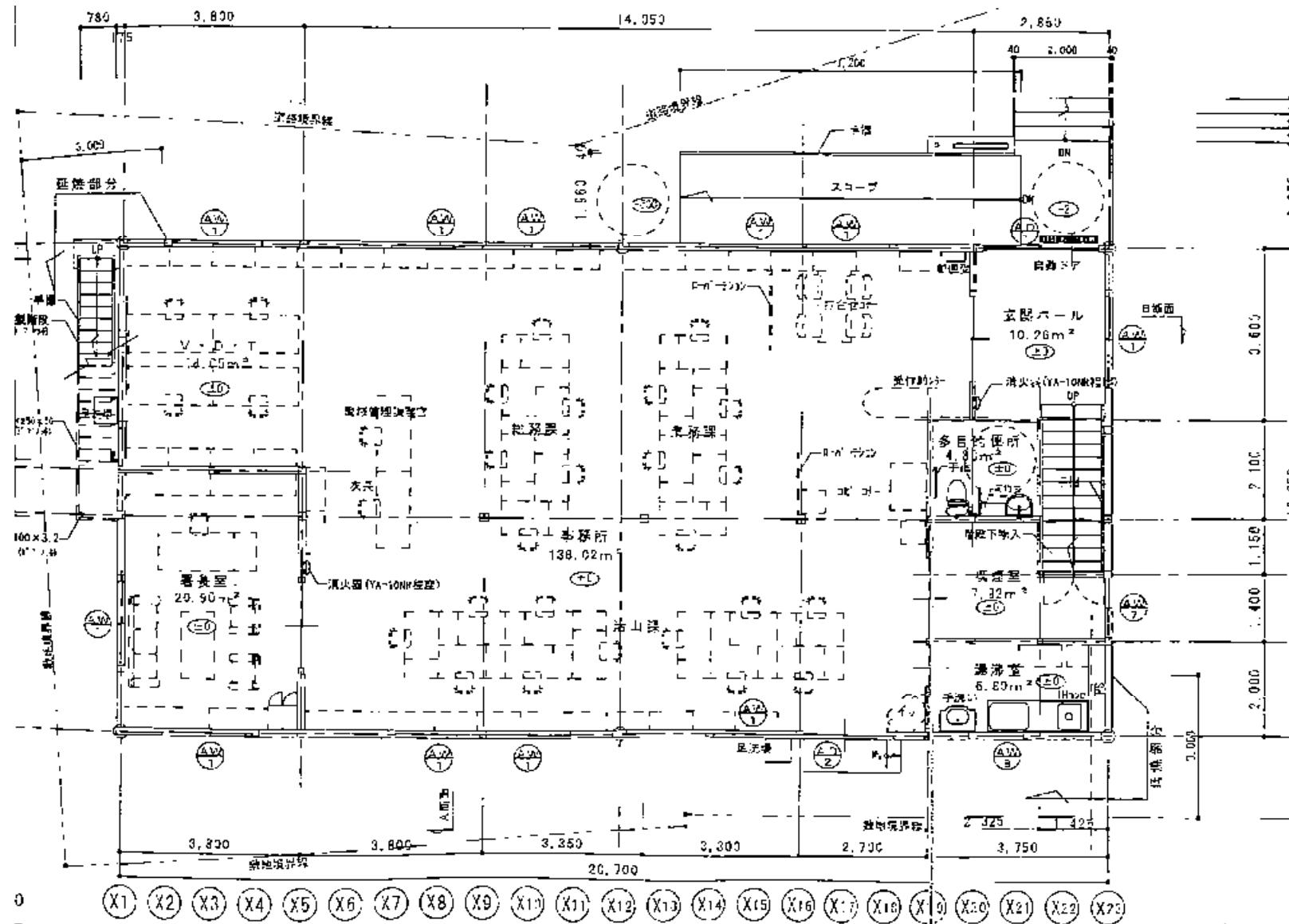
(別紙)

徳島森林管理署 庁舎清掃作業基準表

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
箇所	1階										2階									
	事務室	署長室	湯沸室	旧喫煙室	多目的便所	玄関ホール	大会議室	小会議室	森林事務所	書庫・倉庫	廊下	ホール	男子更衣室	男子休憩室	女子休憩・更衣室	男子便所	女子便所	湯沸室	階段	構内
	仕上げ材	フローリング	塩ビシート	タイル			檜	ウレタン塗装				畳	畳		塩ビシート		檜 ウレタン塗装	アスファルト舗装		
面積(m ²)	156.07	20.90	6.80	7.92	4.88	10.26	43.64	19.09	13.68	35.77	26.14	6.69	7.83	10.45	7.83	8.01	3.69	5.08	10.54	124.00
日常清掃	(床の清掃)																			
	除塵及び水拭	○	○	○	○	○	▲	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(床以外の清掃)																			
	ゴミ箱(ゴミ収集)	○	○	○	○	○	▲	▲	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	什器・備品の拭き	○	○		○		○		○											
	フロアマット					○														
	扉・ガラス・へだて等	○	○	○	○	○	▲	▲	○	▲			○	○	○	○	○	○	○	
	空気清浄機フィルタ清掃				○															
	灰皿(吸い殻処理)				○															
	窓台・カウンター	○	○				▲	▲	○	▲			○	○					○	
	手摺り拭き											○							○	
	流し台洗浄・厨芥収集等			○														○		
	洗面・水栓・鏡・便器洗浄			○		○									○	○				
	衛生消耗品補充及び汚物収集			○		○									○	○				
	(建物外部)																			
	構内拾い掃き																		○	
定期清掃(年2回)	(床の清掃)																			
	床面の表面洗浄	軽微な什器の移動を行う。すべての床について除塵を行う。適正な洗浄用洗剤で洗浄し、乾燥の後ワックスを塗り十分に乾燥させる。																		
	(床以外の清掃)																			
	照明器具	洗剤を用いて管球、反射板、カバーを拭き、水拭きして仕上げる。																		
	扉ガラス	ガラス両面に水または適正洗剤を塗布し、窓用スクリューで汚れを除去する。																		
	ブラインド	中性洗剤等を用いて、すべてのスラッド等を拭く。																		
	フロアマット	適正洗剤や水を用いて洗浄し、除塵した後、十分に乾燥させる。																		
	エアコン	吹き出し口、吸い込み口の床面を養生する。吹き出し口、吸い込み口の周辺を除塵する。吹き出し口、吸い込み口及びその周辺の汚れに適正洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。																		
	換気扇	換気扇下の床面を養生する。換気扇及びその周辺を除塵する。換気扇及びその周辺の汚れに中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。																		
	(建物外部)																			
その他	サッシ、窓ガラス	ガラス面に水又は中性洗剤等を用いて塗布し、汚れを分解し、窓用スクリューで汚水を除去する。残った汚水等をタオル等で拭き取る。																		
	ゴミ分別運搬処理	徳島森林管理署が別に契約したゴミ収集運搬業者が搬出する。																		

注: 清掃作業の周期 (○は毎日、▲は週に1回以上)

平面図 1F



平面図 2F

